

# 橋梁点検要領

平成 27 年 8 月



香川県土木部道路課

## 目 次

1. 適用の範囲 .....	1
2. 定期点検の目的 .....	2
3. 定期点検の頻度 .....	3
4. 定期点検の方法 .....	4
5. 定期点検の体制 .....	6
6. 損傷程度の評価 .....	7
6. 1 損傷の種類 .....	7
6. 2 点検する部材 .....	8
6. 3 損傷状況の評価 .....	9
6. 4 詳細調査等の必要性の判定 .....	10
7. 健全性の診断 .....	11
8. 措置 .....	14
9. 記録 .....	15

## 1. 適用の範囲

本要領(案)は、香川県が管理する道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋、高架の道路等(以下「道路橋」という)の定期点検に適用する。

### 【補足】

本要領は、省令で定める「橋」について、道路橋の各部材の状態を把握、診断し、必要な措置を特定するために必要な情報を得るための、定期点検の基本的な内容や方法について定めたものである。

ここで、道路橋の構造や架橋条件等は多岐にわたることから、実際の点検では、本要領の趣旨を踏まえて、個々の道路橋の諸条件を考慮して定期点検の目的が達成されるよう、適切な内容や方法で行うことが必要である。

なお、道路橋の管理者以外の者が管理する占用物件については、別途、占用事業者へ適時適切な点検等の実施について協力を求めるものとする。

橋梁点検は、通常巡回に併せて日常的に行われる通常点検、予め一定の期間を定めて定期的に行われる定期点検、災害や大きな事故が発生した場合と予期せぬ異常が発見された場合に行われる異常時点検などに分類されるが、本要領(案)は定期点検に適用するものである。土かぶり1.0m未満のボックスカルバートは、橋梁として管理しているため、本要領(案)に基づいて点検するものとする。なお、横断歩道橋は、簡易点検を実施しており本要領(案)の適用外とする。

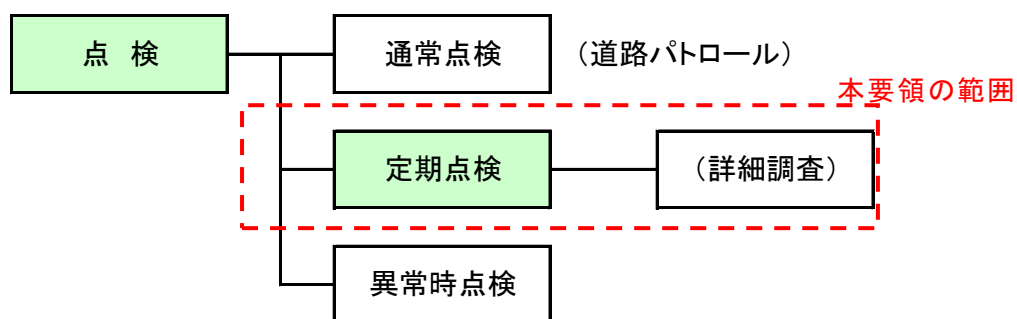


図-1.1 橋梁点検の分類

## 2. 定期点検の目的

定期点検は、橋梁の損傷状況を早期に発見することにより、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るために実施するものである。また、橋梁の維持管理を効率的に行うため、点検によって得られた結果を記録・蓄積するものである。

### 【補足】

定期点検は、損傷状況の把握及びそれらの結果の記録を行うことを目的としており、予め一定の期間を定めて定期的に行われるものである。ただし、通常点検や異常時点検など他の点検との役割分担のもとで、互いに情報を共有しながら適切に行われる必要があり、定期点検の実施にあたっては目的を十分に理解した上で、他の点検と連携し効率的かつ効果的に行うことが重要である。

橋梁点検の標準的な流れを図-2.1に示す。

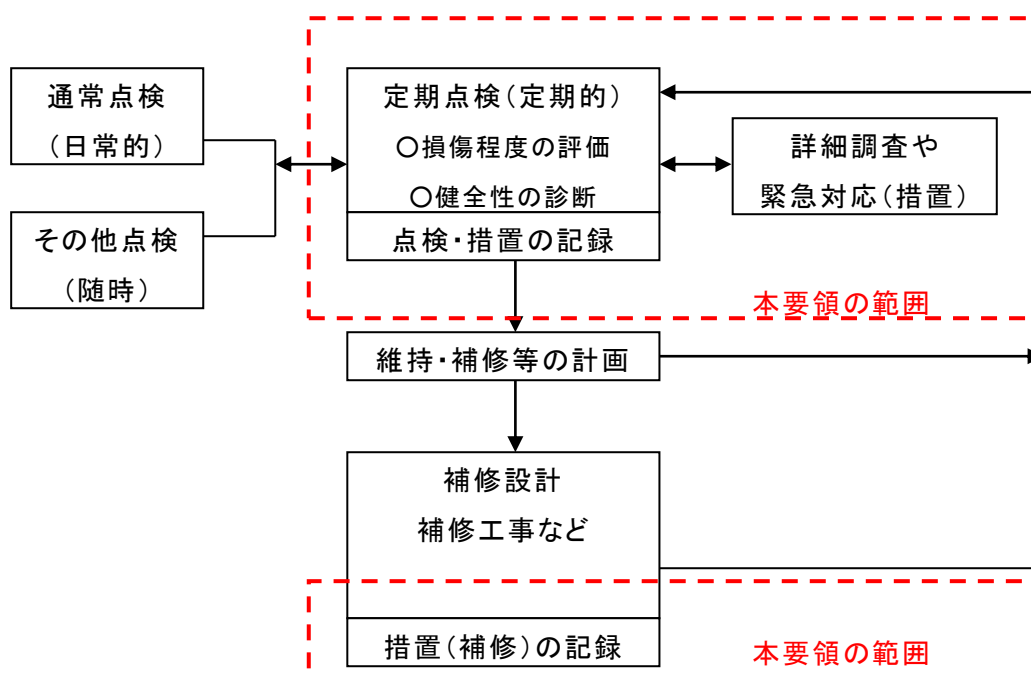


図-2.1 橋梁点検の標準的な流れ

### 3. 定期点検の頻度

---

定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。  
新設橋梁については、供用開始後概ね2年以内に初回を行うものとする。

#### 【補足】

定期点検は、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行う。

なお、道路橋の架設状況、状態によっては5年より短い間隔で点検することを妨げるものではない。

また、施設の機能を良好に保つため、定期点検に加え、日常的な施設の状態の把握や、事故や災害等による施設の変状の把握等を適宜実施することが望ましい。新設橋梁などは初期欠陥を早期に発見すること、橋梁の初期状態を把握してその後の損傷の進展過程を明らかにすることを目的として供用開始後概ね2年以内で点検することとした。

## 4. 定期点検の方法

---

定期点検は、近接目視により行うことを基本とする。  
また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。

### 【補足】

定期点検では、基本として全ての部材に近接して部材の状態を評価する。

近接目視とは、肉眼により部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで接近して目視を行うことを想定している。

近接目視による変状の把握には限界がある場合もあるため、必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査技術などを適用することを検討しなければならない。なお、土中部等の部材については、周辺の状態などを確認し、変状が疑われる場合には、必要に応じて試掘や非破壊検査を行われなければならない。

また、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法によらなければならない。



写真-4.1 高所作業車による点検の例



写真-4.2 橋梁点検車による点検の例

## 5. 定期点検の体制

道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。

### 【補足】

健全性の診断(部材単位の健全性の診断)において適切な評価を行うためには、定期点検を行う者が道路橋の構造や部材の状態の評価に必要な知識および技能を有することとする。

当面は、以下のいずれかの要件に該当することとする。

- ・道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること
- ・道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること
- ・道路橋の点検に関する相当の技術と実務経験を有すること

なお、定期点検は、原則として県職員が実施するものとし、近接することが困難な場合などは建設コンサルタント等への業務委託により実施するものとする。また、職員による定期点検の標準的な実施体制は、安全性を考慮して1班2名以上とする。なお、梯子を使用する場合などは、必要に応じて人員の追加を行うものとする。

点検作業の実施にあたっては、点検作業の内容に応じて必要な点検機器を携帯するものとし、参考として一般的に携行することが必要となる機械機器を以下に示す。

必需品	点検用具	点検ハンマー、コンベックス、クラックゲージ
	記録用具	デジタルカメラ、記録用紙 筆記用具
	点検用補助機器	ヘルメット、軍手、長靴
あれば良いもの	記録用具	チョーク、黒板
	点検用補助機器	懐中電灯、安全チョッキ



## 6. 損傷程度の評価

### 6.1 損傷の種類

定期点検では、点検する部材に応じて表-6.1.1に示す損傷の種類に対して点検を実施するものとする。

表-6.1.1 損傷の種類

材 料	損傷の種類
鋼	①腐食
	②亀裂
	③ゆるみ・脱落
	④破断
コンクリート	⑥ひびわれ
	⑦剥離・鉄筋露出
	⑧漏水・遊離石灰
	⑨抜け落ち
	⑪床版ひびわれ
その他	⑭路面の凹凸
	⑯支承部の機能障害
	⑰定着部の異常
	⑲沈下・移動・傾斜
	⑳洗掘

#### 【補足】

本要領(案)では、定期点検で把握する損傷の種類を、「橋梁定期点検要領 平成26年6月国土交通省道路局国道・防災課」に記載されている損傷の種類(26種類)の中から、一般的な構造形式の橋梁における主要な損傷として表-6.1.1に示す14種類とした。

## 6.2 点検する部材

定期点検で対象とする部材ごとの損傷の種類は、橋梁の構造形式に応じて表-6.2.1を標準とする。

表-6.2.1 部材ごとの損傷の種類

工種	部材	損傷の種類
鋼上部工	主桁	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑱定着部の異常
	縦桁	
	横桁	
	対傾構	
	横構	
	鋼床版	
	床版	⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑨抜け落ち ⑪床版ひびわれ ⑱定着部の異常
コンクリート 上部工	主桁	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑱定着部の異常
	横桁	
	床版	⑦剥離・鉄筋露出 ⑨抜け落ち ⑪床版ひびわれ ⑱定着部の異常
下部工	橋台	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑱定着部の異常 ⑳沈下・移動・傾斜 ㉑洗掘
	橋脚	
支承部	支承本体	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑯支承部の機能障害
路面	—	⑭路面の凹凸

### 【補足】

本要領(案)は、一般的な構造形式の橋梁における主要な部材のみに着目し、各部材で対象とする損傷の種類を表-6.2.1に示すとおりとした。

### 6.3 損傷状況の評価

損傷程度は、部材ごと、損傷種類ごとに評価するものとし、評価区分は表-6.3.1に示すとおりとする。なお、損傷程度の評価は、最も損傷程度が著しい部材の評価区分をその部材の評価とする。

表-6.3.1 損傷種類ごとの評価区分

損傷種類	評価区分
①腐食	a～e
②亀裂	a・c・e
③ボルトの脱落	a・c・e
④破断	a・e
⑥ひびわれ	a～e
⑦剥離・鉄筋露出	a・c・d・e
⑧漏水・遊離石灰	a・c・d・e
⑨抜け落ち	a・e
⑪床版ひびわれ	a～e
⑭路面の凹凸	a・c・e
⑯支承部の機能障害	a・c・e
⑰PC定着部の異常	a・c・e
⑳沈下・移動・傾斜	a・e
㉑洗掘	a・c・e

#### 【補足】

損傷の程度は、「橋梁点検マニュアル(案) 2. 損傷評価基準および事例」に示す『損傷程度の評価区分』に基づいて部材ごと、損傷種類ごとに評価する。評価の結果は、上部工については径間ごと、下部工については下部工ごとに記録するものとする。ただし、対象とする橋梁に構造形式が異なる上部構造が複数存在する場合には、構造形式ごとに記録するものとする。

評価の記録にあたっては、上部構造については損傷の発生位置を図-6.3.1に示すとおり代表径間を平面的に9分割して、別紙2 点検項目(変状の種類)の標準(判定の単位)に示す部材番号ごとに記録するものとする。

起 点 側	ア	エ	キ	終 点 側
	イ	オ	ク	
	ウ	カ	ケ	

図-6.3.1 損傷発生位置の記録イメージ(上から見た図)

## 6.4 詳細調査等の必要性の判定

定期点検では、損傷の状況を把握した上で、詳細調査等の必要性を判定するものとする。

### 【補足】

定期点検は、近接目視を基本としているために、把握できる損傷の状況には限界があり、損傷原因や規模、進行可能性などが不明な場合がある。一般的にはこれらが不明の場合、補修等の必要性の判定は困難で詳細調査が必要となる。

また、損傷状況から橋梁構造の安全性の観点、自動車、歩行者の交通障害や第三者に被害を及ぼす恐れがあるような損傷によって緊急対応の必要があると疑われる場合、緊急対応の必要性を確実に判定しなければならない。例えば、コンクリート部材の鉄筋露出に関して、損傷評価基準において「評価区分一無」と評価される場合でも、コンクリート片が落下する恐れがあり、第三者への被害予防を図る観点からは緊急対応の必要性の判定が求められる。

定期点検では、当該橋梁の各損傷に対する詳細調査等の必要性について、点検から得られる情報の範囲で表-解6.4.1に示す判定を行うものとする。

表-解6.4.1 詳細調査等の必要性の判定区分

判定区分	内容
経過観察	損傷が認められないか損傷が軽微で補修の必要性がない状態をいう。また、損傷があり補修等の必要があるが、直ちに補修等を行うほどの緊急性はなく、放置しても次回点検までに構造物の安全性が著しく損なわれることはないと判断できる状態。
詳細調査	詳細調査を実施して損傷原因を究明し、経過観察または補修等を判断する状態。
緊急対応	橋梁構造の安全性確保、安全・円滑な交通の確保、第三者への被害予防の観点から、適切な緊急対応を実施する必要があると判断される状態。

詳細調査等の必要性の判定は、「橋梁点検マニュアル(案) 2. 損傷評価基準及び事例」に示す『詳細調査などが必要な場合』を参考に行うものとする。

## 7. 健全性の診断

定期点検では、部材単位の健全性の診断と道路橋毎の健全性の診断を行う。

### (1) 部材単位の健全性の診断

(判定区分)

部材単位の健全性の診断は、表-7.1 の判定区分により行うことを基本とする。

表-7.1 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

#### 【補足】

点検時に、うき・はく離等があった場合は、道路利用者及び第三者被害予防の観点から応急的に措置を実施した上で上記 I～IV の判定を行うこととする。

調査を行わなければ、I～IV の判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに調査を行い、その結果を踏まえ I～IV の判定を行うこととなる。(その場合、記録表には、要調査の旨を記録しておくこと。)

判定区分の I～IV に分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- I : 監視や対策を行う必要のない状態をいう
- II : 状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう
- III : 早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう
- IV : 緊急に対策を行う必要がある状態をいう

また、「健全性の診断」と「損傷程度の評価」は、一般には次のように対応しますが、損傷程度の評価結果、その原因や将来予測、橋全体の耐荷性能等へ与える影響、当該部位、部材周辺の部位、部材の現状等を考慮した総合的な診断であり、技術者の技術的判断が加えられたものであるため、両者の評価、判定の観点は全く異なることに留意する。

健全性	内容	損傷程度
I	損傷が認められないか、損傷が軽微である。	a
	状況に応じて補修を行う必要がある。	b
II	予防保全の観点から、補修等を行う必要がある。	c
III	橋梁構造の安全性の観点から、 <b>速やかに補修*</b> 等を行う必要がある。	d
IV	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	e

※ 「速やかに補修」とは、概ね5年(次回の定期点検)以内に補修することをさす。

(判定の単位)

部材単位の健全性の診断は、少なくとも表-7.2に示す評価単位毎に区別して行う。

表-7.2 判定の評価単位の標準

上部構造			下部構造	支承部	その他
主桁	横桁	床版			

【補足】

道路橋は機能や役割の異なる多くの部材が複雑に組み合わされた構造体であり、部材の変状や機能障害が道路橋全体の性能に及ぼす影響は、橋梁形式等によって大きく異なる。また、一般的には補修・補強等の措置は必要な機能や耐久性を回復するために部材単位で行われるため、健全性の診断を部材単位で行うこととした。(別紙2 点検項目(変状の種類)の標準(判定の単位)参照)

なお、表-7.2 に示す部材が複数ある場合、それぞれの部材について橋全体への影響を考慮して「表-7.1 判定区分」に従って判定を行う。

表-7.2 でその他に分類される部材について、直轄国道において適用される「橋梁定期点検要領」(平成26年6月 国土交通省道路局国道・防災課)、また、附属物については、「附属物(標識、照明施設等)点検要領」(平成26年6月 国土交通省道路局国道・防災課)を参考にすることができる。

(変状の種類)

部材単位の健全性の診断は、少なくとも表-7.3に示す変状の種類毎に行う。

表-7.3 変状の種類標準

材料の種類	変状の種類
鋼部材	腐食、亀裂、破断、その他
コンクリート部材	ひびわれ、床版ひびわれ、その他
その他	支承の機能障害、その他

【補足】

定期点検の結果を受けて実施する措置の内容は、原因や特性の違う損傷の種類に応じて異なってくることが一般的である。同じ部材に複数の変状がある場合には、それぞれの変状の種類毎に判定を行う。(別紙2 点検項目(変状の種類)の標準(判定の単位)参照)

なお、その他の変状について、直轄国道において適用される「橋梁定期点検要領」(平成26年6月 国土交通省道路局国道・防災課)を参考にすることができる。

## (2)道路橋毎の健全性の診断

道路橋毎の健全性の診断は表-7.4の区分により行う。

表-7.4 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

### 【補足】

道路橋毎の健全性の診断は、部材単位で補修や補強の必要性等を評価する点検とは別に、道路橋毎で総合的な評価を付けるものであり、道路橋の管理者が保有する道路橋全体の状況を把握するなどの目的で行うものである。

部材単位の健全度が道路橋全体の健全度に及ぼす影響は、構造特性や架橋環境条件、当該道路橋の重要度等によっても異なるため、7.(1)部材単位の健全性の診断結果を踏まえて、道路橋毎で総合的に判断することが必要である。一般には、構造物の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい健全性の診断結果で代表させることができる。

なお、「道路橋毎の健全性の診断」の単位は以下によることとする。

(「道路施設現況調査要項(国土交通省道路局企画課)」を参考にすることができる。)

- ① 道路橋種別毎に1橋単位とする。
- ② 道路橋が1箇所において上下線等分離している場合は、分離している道路橋毎に1橋として取り扱う。
- ③ 行政境界に架設されている場合で、当該道路橋の管理者が単独の場合は当該道路橋の管理者が診断を行う。
- ④ 行政境界に架設されている場合で、当該道路橋の管理者が行政境界で各々異なる場合は、点検実施如何に拘わらず橋長の長い方の管理者が診断を行う。(高架橋も同じ)

## 8. 措置

7. (1)の部材単位の健全性の診断結果に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。

### 【補足】

具体的には、対策(補修・補強、撤去)、定期的あるいは常時の監視、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。

補修・補強にあたっては、健全性の診断結果に基づいて道路橋の機能や耐久性等を回復させるための最適な対策方法を道路橋の管理者が総合的に検討する。

監視は、応急対策を実施した箇所、もしくは健全性の診断の結果、当面は対策工の適用を見送ると判断された箇所に対し、変状の挙動を追跡的に把握するために行われるものである。

### 主な対策の例

変状の種類	措置(例)
腐食 亀裂 破断 その他	グラインダー処理 ストップホール 添接板補強 等
ひびわれ 床版ひびわれ その他	ひび割れ補修工法 断面修復工法 鋼板接着工法 床版増厚工法 等

※上記は例であり、実際の対策に際しては状況に応じて適切な措置を行うこと。

また、排水柵、伸縮装置、支承部の土砂詰まりなど、通常の維持工事等で対応できるもので、橋梁を健全な状態に保つために有効であるものは、点検時や維持工事等で速やかに対応することが望ましい。

なお、措置後には、「7. 健全性の診断」を行い、記録しておくことが必要です。工事に伴う足場の撤去前などに行うようにしてください。



## 9. 記録

---

定期点検及び健全性の診断の結果並びに措置の内容等を記録し、当該道路橋が利用されている期間中は、これを保存する。

### 【補足】

定期点検の結果は、維持・補修等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。

また、定期点検後に、補修・補強等の措置を行った場合は、「健全性の診断」を改めて行い、速やかに記録に反映しなければならない。

また、その他の事故や災害等により道路橋の状態に変化があった場合には、必要に応じて「健全性の診断」を改めて行い、措置及びその後の結果を速やかに記録に反映しなければならない。

(別紙3 点検表記録様式参照)

※ なお、「6. 損傷程度の評価」については、「橋梁点検マニュアル(案)」の点検調書に記入して行います。

## 別紙1 用語の説明

### (1) 定期点検

道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行うもので、定められた期間、方法で点検※1を実施し、必要に応じて調査を行うこと、その結果をもとに道路橋毎での健全性を診断※2し、記録※3を残すことをいう。

#### ※1 点検

道路橋の変状や道路橋にある附属物の変状や取付状態の異常を発見し、その程度を把握することを目的に、近接目視により行うことを基本として、道路橋や道路橋にある附属物の状態を検査することをいう。必要に応じて応急措置※4を実施する。

#### ※2 健全性の診断

点検または調査結果により把握された変状・異常の程度を判定区分に応じて分類することである。定期点検では、部材単位の健全性の診断と、道路橋毎の健全性の診断を行う。

#### ※3 記録

点検結果、調査結果、健全性の診断結果、措置または措置後の確認結果等は適時、点検表に記録する。

#### ※4 応急措置

点検作業時に、第三者被害の可能性のあるうき・はく離部を撤去したり、附属物の取り付け状態の改善等を行うことをいう。

### (2) 措置

点検または調査結果に基づいて、道路橋の機能や耐久性等を回復させることを目的に、対策、監視を行うことをいい、具体的には、対策(補修・補強、撤去)、定期的あるいは常時の監視、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。

### (3) 監視

応急対策を実施した箇所、もしくは健全性の診断の結果、当面は応急対策または本対策の適用を見送ると判断された箇所に対し、変状の挙動を追跡的に把握することをいう。

別紙2 点検項目（変状の種類）の標準（判定の単位）

付表-1 点検項目（変状の種類）の標準

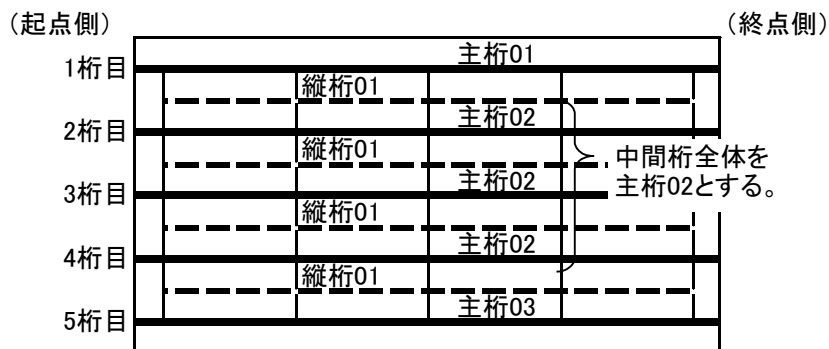
部位・部材区分		対象とする項目（変状の種類）		
		鋼	コンクリート	その他
上部構造	主桁	腐食 亀裂 破断 その他	ひびわれ 床版ひびわれ その他	
	横桁			
	縦桁			
	床版			
	その他			
下部構造			ひびわれ その他	
	橋脚			
	橋台			
	基礎 その他			
支承部				支承の機能障害
路上				
その他				

※灰色ハッチは表-7. 2 判定の単位の標準でその他に区分されているものを示す。

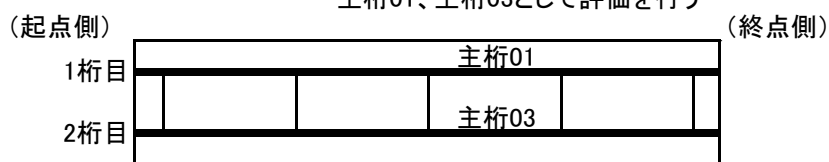
※「橋梁定期点検要領」（平成26年6月 国土交通省道路局国道・防災課）を参考にすること。

(部材番号図の例)

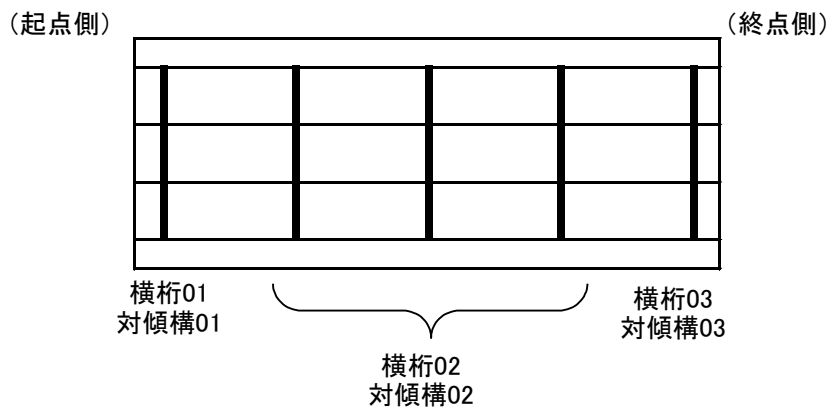
主桁(上から見た図)



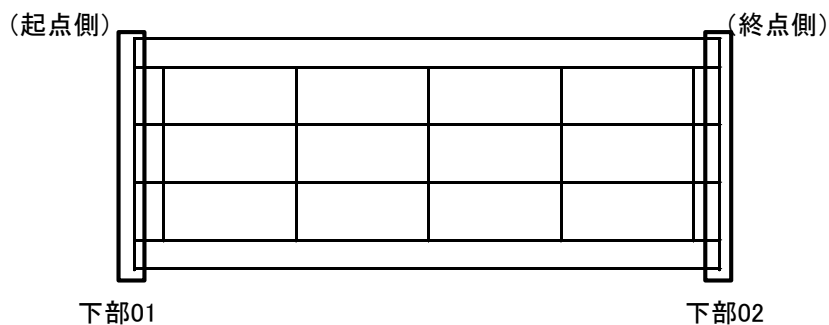
※ 中間桁が無い場合は  
主桁01、主桁03として評価を行う



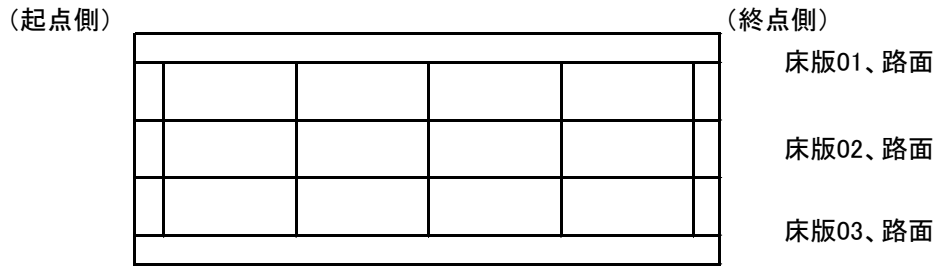
横桁、対傾構(上から見た図)



下部構造(上から見た図)



床版、路面(上から見た図)



- ※ 床版は端部を床版01、床版03とし、中間部を床版02とする。
- ※ 路面は構造形式にかかわらず、橋軸直角方向に3分割して評価する。

(部材番号の分割方法)

部位・部材区分		損傷場所の記録方法
上部構造	主桁	主桁01～03の3分割を基本とする。
	縦桁	縦桁01～03の3分割を基本とする。
	横桁	横桁01～03の3分割を基本とする。
	対傾構	対傾構01～03の3分割を基本とする。
	横構	横構01～03の3分割を基本とする。
下部構造	床版	床版01～03の3分割を基本とする。
	橋台 橋脚	下部01～ 一基ごとに評価する。
支承部		支承0101～0103、支承0201～0203の6分割を基本とする。
路面		床版01～03の3分割を基本とする。

- ※ 損傷程度の記録は、上記部材番号毎にア～ケの損傷位置をあわせて記録する。

別紙3 点検記録様式の記入例

様式1(その1)

別紙3 点検表記録様式								
橋梁名・所在地・管理者名等								
橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	43° 11' 02"	経度	141° 19' 28"	
〇〇橋 (フリガナ)マルマルバシ	国道〇号	〇〇県△△市〇〇地先						
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)		
〇〇県△△土木事務所	2013.5.〇	市道	有	一般道	二次	水道管		
部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)		点検者 (株)〇〇コンサルタント		点検責任者 △△ 〇〇				
点検時に記録		措置後に記録						
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が分かるように記載)	措置後の判定区分	変状の種類	措置及び判定実施年月日		
上部構造	主桁	II	腐食	写真1、主桁02	I	2014.8.〇		
	横桁	II	腐食	写真1、横桁02	I	2014.8.〇		
	床版	III	ひびわれ	写真2、床版01	II	ひびわれ 2014.8.〇		
下部構造	I							
支承部	I							
その他								
道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)								
点検時に記録				措置後に記録				
(判定区分)	(所見等)			(再判定区分)	(再判定実施年月日)			
III	部分的に床版の打ち替えが必要			II	2016.7.〇			
全景写真(起点側、終点側を記載すること)								
架設年次	橋長	橋員						
1984年	107m	11.8m						
		起点				終点		

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

12

状況写真(損傷状況)  
 ○部材単位の判定区分がII、III又はIVの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。  
 ○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

様式(その2)

写真1 上部構造(主桁、横桁)【判定区分: II】	写真2 上部構造(床版)【判定区分: III】
<p>主桁02、横桁02</p>	<p>床版01</p>
支承部【判定区分: I】	下部構造【判定区分: I】

13

付録 1、2 省略

「道路橋定期点検要領 平成26年6月 国土交通省 道路局」を参照のこと

(参考)

<道路法> ■ 道路の維持又は修繕を定める。

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

<道路法施行令> ■ 道路の維持又は修繕に関する技術的基準等を定める。

第三十五条の二 法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況(次号において「道路構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

<省令:道路法施行規則> ■ 道路の維持又は修繕に関する技術的基準等を定める。

第四条の五の二 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの(以下この条において「トンネル等」という。)の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。

二 前号の点検を行ったときは、当該トンネル等について健全性の診断を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。

三 第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトンネル等について令第三十五条の二第一項第三号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トンネル等が利用されている期間中は、これを保存すること。

<告示:トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(平成二十六年国土交通省告示第四百二十六号)>

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



## 橋梁点検要領(案)

---

平成20年6月 初版

平成21年5月 改訂

平成26年9月 改訂

平成27年8月 改訂

発行 香川県土木部道路課

〒760-8570 高松市番町4丁目1-10

電話 087-832-3532

---